

令和5年度第3回知多市国民健康保険運営協議会議事録

1 招集年月日 令和5年12月25日

2 招集の場所 知多市役所3階 第2委員会室

3 開会日時 令和6年2月8日 午後1時27分

4 出席委員 (12名)

末 松 建 美	小 森 真 吾
杉 江 学	大 澤 九 子
竹 内 文 利	竹 内 九二雄
早 川 新 二	平 裕 重 信
原 田 賢 彦	渡 辺 正 敏
神 谷 暁	松 岡 祐 治

5 欠席委員 寺 田 桂 子 松 山 誠

6 会議事件の説明のため出席した者の職氏名

健康文化部長	杉 江 大 典	健康推進課統括主任	佐 藤 めぐみ
保険医療課長	富 田 岳 司	税務課統括主任	小 林 照 彰
保険医療課統括主任	塚 本 華 織	保険医療課主任	濱小路 紘 一

7 会議に付した事件

(1) 諮問事項

ア 知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定について

イ 第3期知多市国民健康保険データヘルス計画及び第4期知多市国民健康保険特定健康診査等実施計画について

(2) 答申

(3) 報告事項

令和6年度国民健康保険事業の概要について

(4) その他

(2月8日 午後1時27分 開議)

進行者（保険医療課長）

定刻前でございますが、すでに皆様お集りでございますので、国民健康保険運営協議会を始めさせていただきたいと思っております。本日はご多忙の中、令和5年度第3回知多市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。保険医療課長の冨田です。議事に入りますまでの進行役を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。事前に配付させていただきました資料は、会議資料一覧のとおりです。本日、お持ちでない方は、いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃいましたら事務局に用意してございますので、お持ちでない方は、お知らせください。

また、本日配付させていただきました資料は、それぞれ右上に当日配布資料番号を記載してありますので、お手元の資料の確認をお願いいたします。

1つ目が本日の会議次第、2つ目が第3期知多市国民健康保険データヘルス計画（案）及び第4期知多市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）の修正内容一覧表、3つ目が委員からの質疑書、以上の3種類でございます。不足はございませんか。よろしいでしょうか。

なお、公益代表の寺田桂子委員、及び被用者保険等保険者代表の松山誠委員におかれましては、ご都合により欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、ただ今から令和5年度第3回知多市国民健康保険運営協議会を開会いたします。はじめに、会長よりごあいさつをお願いいたします。

会 長 —あいさつ—

進行者（保険医療課長）

ありがとうございました。それでは、これからの議事の進行につきましては、知多市国民健康保険運営協議会規則の規定によりまして、会長にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、知多市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。現在の出席委員は、12名です。定足数に達しており、会議は成立いたします。議事につきましては、お手元の会議次第に

より進めてまいります。

はじめに、会議次第の2 議事録署名委員の指名でございますが、私から指名させていただきますようお願いいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありましたので、指名させていただきます。末松建美委員、原田賢彦委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の議題の進め方について、皆様をお願いいたします。はじめに、議題につきましては、事務局から説明させます。説明が終わりましたら、説明に対するご質問、ご意見をお伺いいたします。なお、発言をされる場合は、お名前を述べてからお願いいたします。

それでは、会議次第の3 議題に移ります。(1) 諮問事項について、知多市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、当運営協議会に対し、市長から2件の諮問がありました。初めに1月4日付けで諮問がありました、ア「知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定について」を議題とし、審議に入ります。事務局から説明してください。

事務局（税務課統括主任）

それでは、事前に送付しました資料をご覧ください。諮問書の写しと別添資料になります。1ページめくっていただきまして、諮問書の別紙をお願いいたします。今回の改定では、国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定を、行おうとするものです。

1 改定の経緯としましては、令和6年度税制大綱において、国民健康保険税の課税限度額及び低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得が引き上げられることになりました。次の参考資料をお願いします。これは、令和5年12月22日に閣議決定されたものになります。下の方の枠で囲ってある所が、国民健康保険税のもので、今回の改定部分になります。令和6年3月末に地方税法等の一部を改正する法律等が公布、同年4月1日に施行される予定となっております。諮問書の別紙をご覧ください。

2 改定の理由については、高所得者層の限度額を増やし、中間所得者層の負担緩和を図りつつ、軽減判定所得の引き上げにより、低所得者層の負担を軽減するものです。

3 改定内容及び影響額ですが、(1) 課税限度額の引き上げについては、ア 改定内容の表の区分の上から2つ目、後期高齢者支援金等課税額分について、課税限度額を2万円引き上げるもので、改定後の課税限度額は24万円となり、合計で106万円となりま

す。イ 影響額ですが、この改定により限度額を超過する世帯が17世帯減り、279万2,800円の増額調定を見込んでいます。

(2)の軽減判定所得ですが、国民健康保険の被保険者は比較的低所得者が多いので、保険税負担が過重となることを避けるため、一定の所得以下の世帯について、その区分に応じて保険税の均等割と平等割を軽減する措置を講じております。

ア 改定内容の区分の5割軽減において、被保険者数等の数に乗すべき金額を5千円、2割軽減においては1万円、それぞれ引き上げます。この軽減を判定する区分ごとの所得額を引き上げることで、低所得者に対する保険税の軽減拡大を図るもので、この改定による影響額はイの表をご覧いただきたいと思いますが、それぞれの軽減区分において、対象世帯が増加することにより、合計で159万8,800円の減額調定を見込んでいます。今回の改定により、合わせて119万4,000円の増額調定を見込んでおります。

4 施行期日は、令和6年4月1日を予定しています。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質疑に入ります。委員の皆様、質問ご意見等ございませんか。

議 長

ないようですので、私の方から2点ほど、確認の意味も含めて質問させていただきます。3の改定内容及び影響額の中で、1点目は、後期高齢者支援金等課税額分を2万円改定するという話でした。前回の改定も後期高齢者のところだけの改定だったと思うのですが、この部分だけを改定する意味合いは何かありますか。

2点目は、2万円改定して限度額が106万になるという説明がありました。どのような世帯がそれに当てはまるのか、標準的に例示ができるものがあれば教えていただきたいと思います。

事務局（税務課統括主任）

1点目の後期高齢者分だけ上がる件につきまして、限度額引き上げについて国は2つの観点から検討することになっておりまして、1つ目は被用者保険と国民健康保険が公平となるよう、被用者保険で定められている最高等級に該当する被保険者割合を0.5%から1.5%までとするルールを1.5%の水準を用い、国保の賦課限度額超過世帯割合が1.5%程度に近づくように段階的に引き上げていくということが1つ目です。2つ目は基礎分、後期支援金分、介護分の各賦課限度額、超過世帯割合が前年度と比べてどの程度増加しているか、バラツキが見られるか、この2点になっております。今回、後期支援金分の限度額、超過世帯割合が5年度1.97%から6年度2.25%まで上昇する見通しがあった

ため、今回の後期支援金分のみ引き上げることになったものでございます。

2つ目、標準的なモデルの話ですが、国民健康保険税はその世帯の合計収入だけではなく、加入者の人数によって計算される均等割額があるため、家族構成によって課税限度額に達する収入が異なります。例えば、収入が給料のみの1人世帯の方ですと、収入が1,269万を超えると課税限度額に達する計算になります。また、一般的な家庭モデル、ご夫婦とお子さん2人の4人家族で、収入が旦那さんの給料のみの世帯ですと、収入が約1,136万で課税限度額に達する計算となりますので、よろしく願いいたします。

議 長

扶養が多くなれば低くなるということで良いですか。

事務局（税務課統括主任）

低くなります。

議 長

ありがとうございます。他はよろしいですか。

（質問等なし）

議 長

ないようですので、質疑を終了します。それでは、採決を行います。知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定区分の改定について、原案を了承することに、賛成の方は挙手を願います。

（全員の挙手あり）

議 長

全員賛成の挙手を得ましたので、原案を了承することに決しました。

次に、1月26日付けで諮問がありました、イ 第3期知多市国民健康保険データヘルス計画及び第4期知多市国民健康保険特定健康診査等実施計画について、を議題とし、審議に入ります。事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

それでは、事前に追加送付という形で送付させていただいた、A4の諮問書と、第3

期知多市国民健康保険データヘルス計画（案）及び第4期知多市国民健康保険特定健康診査等実施計画（案）の概要版と本冊、A3版の当日配布資料2「計画の修正内容一覧表」を、お手元にご用意ください。説明は、概要版と当日配布資料2のみでご説明させていただきますので、他の資料はお手元に置いていただきまして、必要に応じてご覧いただければと思います。

前回の第2回運営協議会では、委員の皆様からご意見をいただき、ありがとうございました。その後、市の幹部会議で計画案を報告し、各部署からの意見と、国保連合会の保健事業支援・評価委員会の意見を基に、修正を行いました。また、12月20日から1月24日までパブリックコメントを実施し、広報した、市ホームページ等により周知した結果、4名の方から5件のご意見をいただきました。パブリックコメントを受けての内容修正も行っております。

そして、本日ご審議いただいたうえで、後日、市の幹部会議の審議で決定となりますので、ご承知おきください。

では、主な修正内容についてご説明させていただきます。はじめに、概要版をご覧ください。前回は、概要版は第3期データヘルス計画のみでしたが、裏面に第4期知多市国民健康保険特定健康診査等実施計画についての概要版も載せました。特定健康診査と保健指導の流れを記載してあります。

次に、当日配布資料2、修正内容一覧表の1ページ、項番1をご覧ください。この表の見方ですが、右側が修正前、前回の国保運営協議会で報告させていただいた時点のものになります。左側が修正後、パブリックコメント実施後のものになります。

計画書5ページの「3 計画全体」を抜粋したのものになります。「計画全体の目標」の配置ですが、修正後の上から「国保加入者のヘルスリテラシーの向上」を進め、「糖尿病の発症・重症化予防」に努め、「医療費の適正化」を図るという順番にしました。以前は最後の2つが逆転しておりましたので、本来の目標の流れに沿った並びに変えております。そして「指標の定義」は、修正前は、データが格納してあるシステム名と帳票名を記載していましたが、修正後は、具体的な内容に改めました。また、表の下にある事業の一覧との間の矢印を双方向に改め、PDC Aサイクルで進めることが分かるようにしました。

次に、個別保健事業の指標の修正と、パブリックコメントを受けて変更する点について、健康推進課から説明させていただきます。

事務局（健康推進課統括主任）

裏面の、修正内容一覧表の2ページ、項番2をお願いします。こちらは、パブリックコメントを受けての修正内容になります。計画書内の医療費の分析で、入院に係る1人当

たり医療費が「新生物」、いわゆる「がん」について、著しく県より高いことについて、分析をしていますかとの質問、及び解決のため次の計画に取り上げてほしいとの、ご意見をいただきました。

この質問に対しては、現在実施できておらず、今後の課題であります。がんに関しては早期発見・早期治療が非常に大切と考えておりますので、がん検診の受診率向上については別の事業・計画で取り組んでいます。このことより、先程と同じ計画書5ページ「計画全体」の左下に「※がん検診については、国民健康保険の事業としては実施していない。市民がん検診として市民全体を対象に実施しており（38ページ図31参照）、「第2次健康日本21ちた計画」でがんの発症・重症化予防を基本目標に掲げ、取り組んでいる。このため、本計画では、がんについての評価指標は設定しないが、引き続き関連部署等と連携し解決に努める。」との記載を追加しました。

項番3をお願いします。先ほどのパブリックコメントを受けて、計画書38ページ図31のがん検診受診率の推移に係る説明文が、分かりやすくなるように記載を追加しております。

3ページをお願いします。項番4になります。「事業3 特定保健指導事業」のアウトプット指標の「2 特定保健指導終了率」の目標値の変更をしました。変更理由は、特定保健指導終了率とは、初回面接から始まる継続的な保健指導を、脱落することなく最終評価まで終了できた人の割合ですが、特定保健指導の初回面接を実施した人の割合である「1 特定保健指導利用率」を上回る目標値となっており、整合が取れていなかったため、見直したものです。

次に、項番5をお願いします。「事業5 糖尿病性腎症重症化予防事業」のアウトカム指標の2つ目に、国保連合会の支援・評価委員会の助言を受け、重症化リスクの高い方への取組の成果をみるための指標として「HbA1c 8.0%以上で未治療者の人数」を追加しました。

次に、項番6をお願いします。「事業6 糖尿病性腎症重症化予防保健指導プログラム」のアウトカム指標の目標値に無理がないかのご意見を受け、他自治体等の実績値等も参考に、1番目と2番目の目標値を修正しました。

次に、項番7をお願いします。「事業7 糖尿病発症予防講演会」のアウトカム指標で、修正前の1番目の指標「HbA1c 5.6%未満（治療無）の人の割合」は、国保連合会の支援・評価委員会の助言により、この事業の指標として適切でなかったため、「生活習慣を改善しようと思った人の割合」という、意識の変化を図る指標に変更しました。

4ページをお願いします。項番8になります。こちらは、パブリックコメントを受けての修正内容になります。計画書「5 その他」の「地域包括ケアに係る取組」について、ラジオ体操等に取り組むグループを公表し、参加者の新規加入を促すという記述を追加

したほうが良いとの意見がありました。

この意見に対しては、既に冊子、ホームページで公表を行い、新規加入を促しているため、ご意見を踏まえて、該当箇所の記述を「グループを公表し、参加者の新規加入を促し、活動を支援し育成する。」と修正しました。

項番9をお願いします。計画書内の参考資料に、「健診受診者、未受診者における生活習慣病等1人当たり医療費」の図を追加し、健診受診が効果的であることを示せるようにしました。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質疑に入ります。委員の皆様、質問ご意見等ございませんか。

委 員

2ページ項番2の図の中で、先程も説明がありましたが、知多市民の方を対象としているので、国民健康保険の事業としてはがん検診を実施しないということですが、引き続き関連部署と連携はされるということで、知多市民の方で国保以外にも健康保険組合や協会けんぽ、共済組合に加入している方もいるため、実際に他保険者と連携して、がん検診などを今後検討していく予定はありますか。

事務局（健康推進課統括主任）

協会けんぽさんとは、がん検診のご案内・チラシを共有させていただいて、ご案内させていただいています。そのような連携を今後も深めていきたいと考えております。

議 長

よろしいでしょうか。

委 員

はい。

議 長

他にご質問等はございませんか。

議 長

今日のものはパブリックコメント後ということで、先程、説明のあった市の中での幹部会議での意見も反映し、字句の修正等は行っている、ということでよろしいですか。

事務局（保険医療課統括主任）

はい。本日お配りした冊子に、前回の国保運営協議会後の幹部会議で、指摘を受けた細かい部分も色々修正しております。

議 長

他によろしいですか。

（質問等なし）

議 長

ご質問もないようですので、質疑を終了させていただきます。

それでは、採決を行います。第3期知多市国民健康保険データヘルス計画及び第4期知多市国民健康保険特定健康診査等実施計画について、原案を了承することに、賛成の方は挙手を願います。

（全員の挙手あり）

議 長

全員賛成の挙手を得ましたので、原案を了承することに決しました。

ここで、本日、了承しました諮問事項2件について、本運営協議会としての答申案を作成しますので、委員の皆様は、しばらく自席でお待ちください。

（議長・副会長・事務局は、会議室を出て、答申案の調整）

議 長

お待たせいたしました。答申案を取りまとめましたので、いまから答申案を配付していただきます。

（2件の答申案を配付）

議 長

答申案が配付されましたので、事務局から答申案を朗読させます。

事務局（保険医療課長）

（2件の答申案を朗読）

議 長

ただ今、事務局に朗読させました答申案について、ご意見ご質問はございませんか。

(質問等なし)

議 長

では、なお以下の要望を入れた経緯を少し説明していただけますか。

事務局（保険医療課統括主任）

国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得ですが、なお課税限度額に関わるという箇所ですが、以前、1年遅れで法の定める限度額に合わせておりましたが、それでは中間所得者に対する配慮が1年遅れてしまうことになるというものと、税金を増やすためにも1年遅れることなく、その年度に引き上げるということが有益と考えておりますので、こちらの記載とさせていただきます。

軽減判定所得も同じように、1年遅れではなく当年度改定することによって軽減判定所得に該当する方を漏れなく軽減することができるように、法の施行日から遅れることなく改定を行うというものを要望するものになっております。

議 長

低所得者に有利に働くようにという考えでよいですか。

事務局（保険医療課統括主任）

そのとおりです。

また、2つ目のデータヘルス計画及び特定健康診査等実施計画ですが、前回の会議で本日はご欠席されておりますが、委員から「40歳代の検診受診率等が低いということから、若年から特定検診、保健指導を受ける体制を整え、早期に発見して発症・重症化予防を図ることが必要で、しいてはこれが医療費の適正化につながる。」ということについてのお言葉もいただきましたので、そちらに力を入れていけるような形で記載しました。

議 長

このような経緯で答申案を作成いたしました。よろしいでしょうか。

(質問等なし)

議 長

ご異議が無いようですので、この案を当運営協議会の正式な答申といたします。一番上の（案）をお取りください。本答申書を市長に提出いたしますので、準備が整うまで

しばらくお待ちください。

(市長が入場)

議 長

市長がお見えになりましたので、答申を行います。

(議長が答申書を朗読し、市長へ手渡す)

市 長 —あいさつ—

議 長

本日の答申に基づいて、国民健康保険事業を推進されますようお願いいたします。市長におかれましては、他の公務がございますので、ここで退席されます。ありがとうございました。

(市長退席)

議 長

次に、(3)報告事項 令和6年度国民健康保険事業の概要について、を議題とします。事務局から説明してください。

事務局（保険医療課統括主任）

では、事前に送付いたしました、令和6年度国民健康保険事業概要をご覧ください。

1 ページをお願いします。1 加入状況です。各年度4月から翌年3月までの平均の世帯数、被保険者数で、令和5年度及び令和6年度は見込みの数です。(1)世帯数、被保険者数の推移の一番右、令和6年度は、世帯数9,300世帯、被保険者数13,805人を見込んでいます。被保険者数のうち、退職者分につきましては、本市におきましては令和2年3月から該当者なしとなりました。令和6年4月1日に経過措置が廃止となります。また、世帯数、被保険者数の推移は、下のグラフのとおり、被保険者数は年々、減少傾向にあります。令和4年10月から被用者保険の適用拡大が行われ、短時間労働者が社会保険に移行していることと、団塊の世代が後期高齢者へ移行していることによるものです。今後は令和6年10月に、更に短時間労働者に対する要件が拡大するため、被用者保険の適用拡大が加速していくものと思われれます。

2 ページをお願いします。(2)介護第2号被保険者の推移です。介護第2号被保険者は、

欄外に記載のとおり、被保険者のうち40歳以上65歳未満の方です。令和6年度は、3,610世帯、4,168人を見込んでいます。

3ページをお願いします。2 保険給付状況です。こちら、令和5年度及び令和6年度は見込みの額を記載していますが、このうち令和6年度は、欄外に記載のとおり、予算予定額に基づく費用額を計上しています。(1)被保険者の1人当たり費用額ですが、区分の一番上、療養給付費は、病院や薬局などの診療等に係る1人当たりの医療費の総額、10割分の額です。その下の療養費は、接骨院などでの施術料やコルセットなどの装具代で、こちら10割分の額です。下のグラフをご覧ください。1人当たりの費用額は、ともに増加傾向にあります。

4ページをお願いします。(2)被保険者の1人当たり高額療養費です。高額療養費は、医療費の支払いが高額となり、所得に応じたひと月の自己負担限度額を超えた場合に、その超過額を支給するものです。下のグラフのとおり、令和2年度から毎年増加傾向にあります。令和5年度は入院が増加傾向にあること等により、さらに増額で見込んでおります。

一番下、(3)その他の給付額(1件当たり)ですが、区分の一番上、出産育児一時金は、被保険者が出産したときに支給するもので、令和5年度から8万円引き上げとなり、加算額を足すと50万円の支給となっております。

中段の葬祭費は、被保険者が亡くなったときに葬祭を行った方に支給するもの、一番下の傷病手当金は、令和5年5月7日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に支給するものです。遡りの申請を見込み、令和6年度も1千円の頭出し計上をしております。

5ページをお願いします。参考として、近隣市町の状況を掲載しています。上段は、令和5年3月31日現在の国保加入状況です。表の一番下の加入割合は、人口に占める国保被保険者の割合です。右から3番目の知多市は18.0%で、近隣市町に比べ加入割合が高くなっています。下段は、令和4年度の1人当たりの療養諸費費用額です。これは、保険給付状況でご説明した療養給付費と療養費を合算したものです。全体の費用額では、知多市は7市町の中で、中間に位置しています。

6ページをお願いします。3 令和6年度予算の枠組みです。(1)歳入ですが、令和4年度は決算額で、令和5年度は当初予算額です。令和6年度も予算額ですが、現時点では市議会での予算の議決を得ていないため、予定額と表記しています。令和6年度の主な内容をご説明します。被保険者数の減少に伴い税収は減少傾向ですが、国民健康保険税の税率改定等により、1人当たり平均の税額は増加し、前年度と同額程度の14億1,400万3千円です。なお、内訳の退職被保険者分は経過措置の廃止により、滞納繰越分のみ計上しています。

国庫支出金は、前年度と比べ増の 1,156 万 7 千円で、主なものはマイナンバーカードと健康保険証の一体化対応に係るシステム改修委託料等に伴う国庫補助金を計上しています。その下、県支出金は、前年度比 2.6%減の 52 億 1,470 万 6 千円です。このうち、県補助金は、市町村の事業の状況に応じて交付される特別交付金が、前年と比べ増加となりますが、それ以上に保険給付費の支払いに必要な費用が交付される普通交付金が、被保険者数の減に伴い減少するため、全体では減少となったものです。

繰入金は、市の一般会計から繰り入れるもので、前年度比 1.3%減の 8 億 3,890 万 4 千円です。内訳ですが、保険基盤安定分は、国民健康保険税の軽減措置に係る繰入で、2.2%の減です。

未就学児均等割保険税繰入金は、被保険者数は減少しますが、税率改定に伴い 5.3%の増です。

職員給与費等繰入金は、歳出総務費のうち、委託料の増に伴い 24.3%の増です。

産前産後保険税繰入金は、令和 6 年 1 月 1 日から出産被保険者に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額することに伴う繰入で、令和 5 年度の当初予算には計上していないため皆増です。

出産育児一時金分は、出産育児一時金の支出額の 3 分の 2 を繰り入れるもので 10.0%の減です。

財政安定化支援事業分は、本市においては、高齢者が多いことにより医療費が増える分の一定割合を、県が試算した額を基に繰り入れています。予算は過去 3 年の平均から昨年度と同額で計上しております。

ここまでは法定繰入で、その下、その他繰入金は法定外繰入となります。その他繰入金は、前回の運営協議会でご説明させていただいたとおり、税率改定等も行うため、8.0%の減です。その下、繰越金は令和 5 年度からの繰越として 20.0%減の 8 千万円を計上しております。その他の収入は国民健康保険税延滞金、被保険者不当利得返納金等で、13.2%減の 2,952 万円です。

以上、歳入合計は、前年度比 2.1%減の 75 億 8,870 万円となります。

7 ページをお願いします。(2)歳出です。表の一番右、令和 6 年度の主なものですが、一番上の総務費は、1 億 4,306 万 8 千円で、前年度比 33.4%の増となっています。増額の理由としては、2 年に一度の保険証一斉更新があることに併せて、先ほど歳入の国庫補助金でも説明させていただきました、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の施行日が令和 6 年 12 月 2 日となったことに伴い、資格確認書や資格情報のお知らせの交付等に係る、システム改修委託料を計上していることによるものです。

次に、保険給付費は、前年度比 2.8%減の 51 億 2,317 万 9 千円です。内訳では、一般被保険者分が被保険者数の減により、2.7%の減、退職被保険者分は頭出し計上です。出

産育児諸費は、被保険者数の減少に伴う、出産件数の減少のため 10.0%の減となっています。葬祭費は、被保険者数の減少とともに件数は減少しているため、15.4%の減です。

国保事業費納付金は、前年度比 2.2%減の 22 億 832 万 4 千円です。1 月 19 日に県が提示した納付金本算定結果に基づくものになります。県全体で公費が減少したことと、県全体の保険給付費の増加等により 1 人当たり納付金が上昇しました。本市における 1 人当たりの納付金額は前年度に比べ 6,048 円の増です。

次に、保健事業費のうち特定健康診査等事業費は、保険者に実施が義務付けられている特定健診や特定保健指導などの費用です。令和 6 年度は、特定保健指導実施率向上のため、保健指導の実施方法を大きく見直し、保健指導を利用しない方への対策にも力を入れていくため、従来直営で実施していた保健指導を委託します。このことにより、前年度比 1.4%増の 9,930 万 4 千円です。

保健衛生普及費は、郵便料金の改定による増等により、前年度比 5.9%増の 622 万 9 千円です。

その他の支出は保険税還付金、国・県への返還金等で、前年比 5.8%減の 559 万 5 千円です。

予備費については、国からの予算編成に当たっての留意事項として、必要最小限の額を計上とされています。

以上、歳出合計は、歳入合計と同額の 75 億 8,870 万円となります。

8 ページをお願いします。8 ページは、令和 6 年度予算予定額の構成割合のグラフで、上段が歳入、下段が歳出です。

9 ページをお願いします。参考として、近隣市町の令和 5 年度予算を掲載しています。9 ページが歳入で、次の 10 ページが歳出です。

以上で、令和 6 年度国民健康保険事業の概要説明を終わります。

議 長

説明が終わりました。質疑に入ります。この議題につきましては、事前に 1 件の質問をいただいております。委員から質疑の要旨を説明してください。

委 員

質疑内容は、9 ページの方で近隣市町の令和 5 年度の歳入構成割合は示されておりますが、その中で近隣市町と比較いたしますと保険税の割合が低くて、繰入金の割合が高いように思われます。先程の説明でも 6 ページで、その他の繰入金、法定外のところですが、税率改正等によって 8%程、今年度よりも減額するというところで説明があったのですが、一定の努力はしていただいていると思いますので、その辺は評価したいと思うの

ですが、他の市町と比べまして構成割合が低いことについてどのように考えているのか。また、その要因がわかれば教えていただければと思います。

事務局（保険医療課統括主任）

はじめに現状ですが、近隣市町と比較して保険税の割合が低い件につきましては、知多市は被保険者数が多いですが税率が低く、収納率も低いこと、また、税率算定の際に用いる3つの区分のうち、所得割が加入者の前年所得に税率を乗じますが、1人当たり所得金額も低いことが要因となっています。毎年、次年度の納付金額が県から通知される際に、1人当たり所得金額の県内順位が示されます。これは現年を含めた3年平均のものになりまして、昨年から2年連続で54市町村中33位でした。昨年も今年も順位は同じですが、昨年度は県平均程度であったものが今年度は県平均を下回っているのが現状です。

今後の取り組みとしましては、繰入金金額を減らすためにも毎年、税率改定時に次年度の引き上げ額を精査するとともに、日々の業務のなかで税務課と収納課との連携を強化し、収納率向上にも引き続き努めてまいります。説明は以上です。

議 長

よろしいですか。

委 員

ありがとうございます。

事務局（保険医療課長）

補足ですが、前回の協議会で税率改定について審議していただきまして、税率改定することになっているのですが、他市町からの情報をいただいております、他市町も税率改定をするということを伺っており、6年度は今まで1人あたり平均4千円程度から倍の8千円程度でかなり頑張ったつもりだったのですが、他のところが知多市よりもさらに上げているという情報を貰っていますので、この状況はなかなか変わらないということ参考までに。

議 長

歳入歳出のバランスをとったのに、被保険者は減っている。税率改定で税率を上げてバランスをとる。その他の繰入れは、最終目的は0にする。大きくはそのような考え方ですよね。

事務局（保険医療課統括主任）

はい。

議 長

そういう中で説明があったように、知多市でも4千円から8千円に大きな額を改正したが、さらに他市町はもっとやっているということですね。そうすると、その差は縮まらないので、また知多市も大きな改正をせざる得ない話で、被保険者が減っていけば、その部分はやむを得ない部分がありますよね。

事務局（保険医療課統括主任）

被保険者数が減ってしまうので、来年度は同じ8千円の増額程度良いのか、それ以上となるのかは、また少し考えていきたいです。県から納付金の金額が11月くらいに示されるので、次年度は、できればその金額を見たうえで検討ができるように、検討のタイミングも考慮したいと思っています。

議 長

他の委員の皆様は、ご意見等はよろしいでしょうか。

副会長

他市町の上がり具合はどういった感じか聞こえてきますか。

事務局（保険医療課長）

1万円を超えているところはいくつかございます。

議 長

よろしいでしょうか。

（質問等なし）

議 長

ご質問ないようですので、これで報告事項の令和6年度国民健康保険事業の概要について、を終わらせていただきます。

議 長

次に(4)その他でございますが、事務局から何かありますか。

事務局（保険医療課統括主任）

特にありません。

議 長

他の委員の皆様もよろしいでしょうか。

(質問等なし)

議 長

ないようですので、(4)その他也終了いたします。以上をもちまして、本日の知多市国民健康保険運営協議会を終了いたします。皆様方のご協力により、無事に終了することができ、大変ありがとうございました。

進行者（保険医療課長）

これをもちまして、令和5年度第3回知多市国民健康保険運営協議会は、閉会といたします。なお、今年度の会議は今回が最後となります。1年間ありがとうございました。なお、委員の任期の途中ではございますが、一部の委員さんにおかれましては選出元の役職交代や地区交代により、今回が最後の会議となります。当国民健康保険運営協議会に対しまして、ご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございました。

(午後2時38分 閉会)